

平成 19 年 10 月 31 日  
兵 庫 県

## 武庫川水系河川整備基本方針（案）の策定にあたって

近年の地球温暖化に起因し、地球規模で発生している気候変動は、各地で集中豪雨や渇水の深刻化を引き起こしており、武庫川においても想定を超える事態が生じることが予想されます。このような事態にも的確に対応するためには、従来の「川の中」だけで考えず、流域全体で考えること、さらにハード、ソフト両面からの対策を講じることが必要です。このようなことを踏まえ、武庫川水系では「総合的な治水対策」を大きな柱に据え、あわせて 365 日の川づくりも意識し、魅力的な武庫川を次代に継承していくこととして、「武庫川水系河川整備基本方針（案）」をとりまとめました。

### 1 河川整備基本方針とは

河川整備基本方針とは、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するものです。計画期間等の時間軸を持たず、個別事業など具体の河川整備の内容を定めるものではありません。

県土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量の配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めることで、県民が等しく安全を享受できるよう、その保障水準を定めるものです。

なお、河川整備基本方針は、社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対処していくこととしております。

### 2 基本方針（案）作成に至る経緯

武庫川は、氾濫域を含めた流域圏人口がおよそ百万人、特に下流部は阪神間の市街地を流れ、仁川合流点付近から下流は天井川の様相を呈しており、万が一堤防が決壊すると広範囲で甚大な被害が生じることから、治水対策については万全を期す必要があります。

そのため、武庫川下流部において昭和 62 年より広域基幹河川改修事業を進めるとともに昭和 63 年に青野ダムを完成させ、平成 5 年から武庫川ダムの建設事業に着手しました。しかし、武庫川峡谷の自然環境に与える影響が大きいということでダム反対の声が大きくなり、平成 9 年の河川法改正の流れもあって、県は平成 12 年に「合意形成の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対策についてゼロベースから検討する。」こととしました。

検討に際しては、「参画と協働」の理念を踏まえ、河川整備基本方針策定の段階から学識経験者や地域住民の幅広い意見を反映させる必要があると判断し、平成 16 年 3 月に合意形成の場として「武庫川流域委員会」を設置しました。流域委員

会は、知事からの諮問を受けておよそ 2 年半にわたる審議を重ね、平成 18 年 8 月に「武庫川の総合治水へ向けて」と題した提言書をまとめ知事に提出しました。県は、これを受け、更に県が策定した「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」等を踏まえた上で武庫川水系河川整備基本方針（原案）を作成し平成 19 年 7 月に流域委員会に提示、意見交換を経て必要な修正を加え取りまとめたものをこのたび県民に対して示すものです。

### 3 基本方針（案）の特徴

#### (1) 「総合的な治水対策」に本格的に取り組む

河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。

#### (2) 「想定を超える事態」における目標を明記した。

近年の地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念されることから、想定を超える事態においても人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として総合的な治水および安定した利水対策を推進します。

#### (3) 水循環系の健全化

人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスのもとに確保され、人間および生物が自然の水循環の恩恵を享受するため、河川に係る水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全等について関係機関と連携して取り組めます。

#### (4) 「まちづくり」と一体となった川づくり

治水・利水・環境との整合を図りつつ、各地域の特性を反映した武庫川らしい良好な景観の保全・創出に向けて、「まちづくり」と一体となった川づくりを行います。

### 4 今後のスケジュール

年内を目途に河川審議会への諮問、パブリック・コメントの実施、流域各市への意見聴取等を経て河川整備基本方針の最終（案）をまとめたいと考えています。

また、河川整備基本方針を踏まえて、今後 20 年から 30 年後の河川整備の目標を明確にし、個別事業を含む具体的な河川整備の内容を明らかにする河川整備計画の原案を、平成 21 年 9 月頃を目途に作成する予定です。